**（工事請負契約用）**

**豊川市公契約条例に関するお知らせ**

|  |  |
| --- | --- |
| 契約案件名 |  |
| 履行場所 |  |
| 履行期間 |  |

この工事は、豊川市公契約条例が適用され、豊川市が定める労働報酬下限額以上の賃金を適用労働者に支払うことが規定されています。また、受注者に雇用される労働者に関する労働環境確認書が市に提出されています。

（１）適用される労働者

|  |
| --- |
| ・事業者に雇用され、特定公契約に係る業務に従事する労働基準法第９条に規定する労働者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等） |
| ・自らが提供する役務の対価を得るため、事業者との請負の契約により適用となる契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方） |

（２）適用されない労働者

|  |
| --- |
| ・同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者又は家事使用人 |
| ・労働基準法第９条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等） |
| ・最低賃金法第７条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。） |
| ・適用となる契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者） |
| ・現場代理人、主任技術者、監理技術者等の現場技術者 |
| ・適用となる契約に係る業務に従事した時間が１か月あたり３０分未満の者 |

（３）労働報酬下限額

　　適用労働者に支払われるべき１時間当たりの賃金の下限額を「労働報酬下限額」といいます。

|  |  |
| --- | --- |
| 労働報酬下限額 | 別表のとおり |

（４）申出をする場合の申出先

　　適用労働者は、労働環境に関する事実について、市長又は事業所に申し出ることができます。なお、当該申出をしたことを理由として、不利益な取扱いは受けません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申出先 | | 住所 | 連絡先 |
| 受注者  (請負者） |  |  |  |
| 下請負者 |  |  |  |
| 発注者 | 豊川市役所総務部  契約検査課 | 〒442-8601  豊川市諏訪１丁目１番地 | 0533-89-2178 |

※受注者・・・・公契約を締結する者をいう。

※下請負者・・・下請、再委託その他いかなる名称であるかを問わず、受注者、その他市

以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者又は受託する者

**（工事請負契約用）別表**

令和７年度労働報酬下限額

（令和７年１０月１８以後に業務を開始する公契約について適用）

工事請負契約

（単位：円／１時間当たり）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 職　種 | 労働報酬下限額 | No. | 職　種 | 労働報酬下限額 |
| 01 | 特殊作業員 | ２，９２０ | 27 | 普通船員 | ２，７８０ |
| 02 | 普通作業員 | ２，４８０ | 28 | 潜水士 | ４，９１０ |
| 03 | 軽作業員 | １，９１０ | 29 | 潜水連絡員 | ３，３００ |
| 04 | 造園工 | ２，５２０ | 30 | 潜水送気員 | ２，８７０ |
| 05 | 法面工 | ３，４００ | 31 | 山林砂防工 | ３，５３０ |
| 06 | とび工 | ３，１９０ | 32 | 軌道工 | ４，８４０ |
| 07 | 石工 | ３，３１０ | 33 | 型わく工 | ３，２２０ |
| 08 | ブロック工 | ３，３４０ | 34 | 大工 | ３，３４０ |
| 09 | 電工 | ２，６４０ | 35 | 左官 | ２，９２０ |
| 10 | 鉄筋工 | ３，０４０ | 36 | 配管工 | ２，６１０ |
| 11 | 鉄骨工 | ３，０１０ | 37 | はつり工 | ２，９８０ |
| 12 | 塗装工 | ３，１４０ | 38 | 防水工 | ３，０９０ |
| 13 | 溶接工 | ３，４２０ | 39 | 板金工 | ３，１３０ |
| 14 | 運転手（特殊） | ２，９５０ | 40 | タイル工 | ２，７２０ |
| 15 | 運転手（一般） | ２，６７０ | 41 | サッシ工 | ３，２８０ |
| 16 | 潜かん工 | ３，７６０ | 42 | 屋根ふき工 | ３，５５０ |
| 17 | 潜かん世話役 | ４，６８０ | 43 | 内装工 | ３，４７０ |
| 18 | さく岩工 | ３，７１０ | 44 | ガラス工 | ３，０７０ |
| 19 | トンネル特殊工 | ４，５９０ | 45 | 建具工 | ２，８００ |
| 20 | トンネル作業員 | ３，２８０ | 46 | ダクト工 | ２，７１０ |
| 21 | トンネル世話役 | ４，６３０ | 47 | 保温工 | ２，９８０ |
| 22 | 橋りょう特殊工 | ３，５２０ | 48 | 建築ブロック工 | ３，５０２ |
| 23 | 橋りょう塗装工 | ４，０１０ | 49 | 設備機械工 | ３，０７０ |
| 24 | 橋りょう世話役 | ４，１３０ | 50 | 交通誘導警備員Ａ | ２，０９０ |
| 25 | 土木一般世話役 | ３，０９０ | 51 | 交通誘導警備員Ｂ | １，７２０ |
| 26 | 高級船員 | ３，５２０ |  |  |  |

※　ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者（給与と年金の１月あたりの合計額が支給停止調整額を超えないように賃金等を調整している方）や労働者等の合意のもと、見習い（建設業の経験が１年未満）、手元等として使用者が判断する者については、１,１５８円とする。